

●香川県選挙管理委員会告示第6号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任する。

令和8年1月27日

香川県選挙管理委員会委員長 藤本邦人

選挙区	選挙長		選挙長職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
香川県 第1区	高松市	藤本 邦人	綾歌郡宇多津町	長尾 俊介
香川県 第2区	高松市	堤 英敬	高松市	二宮 修
香川県 第3区	仲多度郡多度津町	大原 昌樹	高松市	高尾 雅宏